

役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人八起社（以下「法人」という。）の定款第8条、第22条及び第31条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員としての給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事に支給する各年度の報酬の総額は、130万円以内とする。
- 3 全監事に支給する各年度の報酬の総額は、20万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、会議（理事会及び評議員会をいう。以下同じ。）への出席及び法人・施設運営のための業務にあたった都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定す

る本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表2に定めるとおりとする。ただし、第3条第2項で規定する理事に対しては、「社会福祉法人八起社旅費規程」に基づき旅費が支払われる場合を除き、会議への出席などに係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日（定時評議員会の議決日）から施行する。

2 「役員等の報酬等に関する規程」は廃止する。

別表1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報酬の額
評議員	会議への出席及び法人・施設業務のための出勤を行った都度、1日につき13,000円
理事長	会議への出席及び法人・施設業務のための出勤を行った都度、1日につき16,000円
理事長以外の理事	会議への出席及び法人・施設業務のための出勤を行った都度、1日につき13,000円
監事	会議及び監査への出席並びに法人・施設業務のための出勤を行った都度、1日につき13,000円
顧問	会議への出席の都度、1日につき13,000円

別表2 費用（第7条第1項関係）

事項	費用弁償額
会議及び監査への出席並びに法人・施設業務のための出勤 (公共交通機関利用)	「社会福祉法人八起社旅費規程」に基づく旅費 なお、上記に関わらず誠和荘で開催される会議及び監査に名古屋市以外に在住する役員等が出席する場合、又は東和荘で開催される会議に愛知県知多郡東浦町以外に在住する役員等が出席する場合、1日あたり1,000円
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額